

中国帰国者・樺太帰国者の介護に携わる皆さま、

ご存じですか？ **支援・相談員**、 **自立支援通訳**等の派遣制度

中国帰国者・樺太帰国者 — 日本に永住帰国した中国・樺太残留邦人 — の高齢化は刻々と進み、これから介護保険サービスを利用することになる帰国者はますます増えていくことが予想されます。

中高年になってから永住帰国した帰国者は、その多くが日本語による意思の疎通が困難です。(彼らを支える帰国者二世家族もまた、日本語力が十分ではないことが多いのです。)

国はこうした帰国者を支援するために、帰国者事情に通じ、中国語／ロシア語が話せる**支援・相談員**、**自立支援通訳**などの派遣事業を行っています。

例えば・要介護認定の申請代行・認定調査時に

- ・ケアプランの作成・ケアマネによる毎月の家庭訪問時に
- ・施設の見学・サービス利用の初日に
- ・利用を開始してから問題解決の必要が生じたときに など

こうした場面で十分な説明をしたい、しっかり意思を確認したいというときには、**まず 利用者の方のお住まいの自治体(帰国者担当課)に連絡して**

- ◇ 利用者が派遣の対象となる帰国者であるか
- ◇ どんな場面で／いつ 派遣が可能か などをご確認ください。



連絡先： ●●市●●●●課●●●●●●●●係 電話： ●●-1234-5678